

Subject: RE: 地籍調査作業規程準則 第30条の解釈の件
From: 国土調査課問い合わせ窓口 <G_LAW_KCH@milit.go.jp>
Date: Mon, 20 Jun 2011 17:34:06 +0900
To: '原田信介' <touki@siren.ocn.ne.jp>

原田登記測量事務所 原田様

標記の件については、下記のとおりです。

よろしくお願いいたします。

記

第1号(第30条第1項のことを示しているという理解でよろしいでしょうか。)の取扱いについては、原則的にはそのとおりですが、隣接土地所有者双方の主張が異なる場合等の際には、公図のみならず地積測量図があればそれも1つの資料となると考えます。その余については、ご確認いただいている内容のとおりです。

From: 原田信介 [mailto:touki@siren.ocn.ne.jp]
Sent: Friday, June 17, 2011 9:11 AM
To: G_LAW_KCH@milit.go.jp
Subject: 地籍調査作業規程準則 第30条の解釈の件

- 件名: 地籍調査作業規程準則 第30条の解釈の件
- 質問の分野: 国土調査
- お名前: 土地家屋調査士 原田信介
- ご連絡先メールアドレス: touki@siren.ocn.ne.jp
- ご意見・お問い合わせの内容: 第30条の解釈は下記のとおり電話にての回答のとおりで解釈して良いか。
- 国土調査課からの返信の有無: メールでの回答を希望します。

お世話になっております。
原田登記測量事務所の原田です。
(土地家屋調査士 原田事務所)
事務所: 佐賀市本庄町大字本庄18番地2
電話: 0952-25-8036 FAX 0952-25-8039
URL <http://harada-touki.net/>
Eメール touki@siren.ocn.ne.jp

記

地籍調査作業規程準則(昭和32年10月24日総理府令第71号)の筆界についての考え方

平成23年6月16日国土交通省 土地・水資源局 国土調査課の担当者様へ電話にて問い合わせの回答(山村様よりの回答)

地籍調査作業規程準則第30条について
(筆界の調査)

- 第30条 筆界は、慣習、筆界に関する文書等を参考とし、かつ、土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人の確認を得て調査するものとする。
- 2 第23条第2項の規定による立会が得られないことについて相当の理由があり、かつ、筆界を確認するに足る客観的な資料が存在する場合においては、当該資料により作成された筆界案を用いて確認を求めることができるものとする。
 - 3 前2項の確認が得られないときは、調査図素図の当該部分に『筆界未定』と朱書するものとする。

上記第1号の取扱いは、法務局の公図(通称名:字図写)を参考にすれば良く、法務局備付けの地積測量図を参考にすることまでは要しないとの事。

上記第2号の取扱いは、法務局の地積測量図まで確認する必要があるとの事。

以上、電話にて確認を受けました。
